

## 第2ステップに向けた森林吸収源対策の検証と見直しについて

我が国は、地球温暖化防止に向けて平成9年に京都で採択された「京都議定書」において、基準年（平成2年）の温室効果ガス総排出量を平成20年～24年の5ヶ年平均で6%削減することを国際的に約束している。

このため、閣議メンバーによる地球温暖化対策推進本部を設置し、平成14年3月には、新たな「地球温暖化対策推進大綱」を決定した。この中で、森林による二酸化炭素の吸収により、基準年排出量比で3.9%確保することを目標として明記しており、この達成を図るため、平成14年に「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を策定し、各種施策を推進しているところである。

この地球温暖化対策推進大綱においては、対策期間を第1ステップ（平成14年～16年）、第2ステップ（平成17年～19年）、第3ステップ（平成20年～24年）の3ステップに区分し、ステップごとに必要な対策・施策の検証と見直しを行う、「ステップ・バイ・ステップ」の取組を行うこととしている。本年は、第1ステップの最終年となっており、中央環境審議会などの場で第2ステップに向けた対策の見直しを行っている。

このような中で、6%の削減目標のうち3.9%を担う森林吸収源対策についても、林政審議会や中央環境審議会等において対策の検証と見直しを進めてきており、以下に示すこれら検討結果に基づき、第2ステップに向けて森林吸収源対策の具体的な内容の見直しを行うこととする。

### 吸収量の見込み

- 森林吸収源対策については、京都議定書第3条3項及び4項の対象森林全体で、森林経営による獲得吸収量の上限値（1300万t-C（4,767万t-CO<sub>2</sub>、基準年総排出量比約3.9%））程度の確保を目標として対策を講じている。
- 具体的には、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全等の推進、木材・木質バイオマス利用の推進、国民参加の森林づくり等の推進、吸収量の報告・検証体制の強化を行ってきた。
- 獲得吸収量の上限値の達成は、①育成林の全て（約1160万ha）及び②天然生林の一部（保安林、自然公園等：約590万ha）の合計約1750万haが森林経営の要件を満たすことを前提としている。これに対して、1998年～2002年の過去5年間の森林整備の実績を見ると、現状程度の水準で2010年度まで推移した場合には、①育成林については森林経営の要件を満たす面積は全体の7割程度（約830万ha）と予想される。②天然生林の一部については前提通りと仮定すると、①と②の合計1420万haとなり、この場合、2010年度に

における議定書上の吸収量の見通しは約3,780万t-CO<sub>2</sub> (約3.1%)にとどまり、森林経営による獲得吸収量の上限值4,770万t-CO<sub>2</sub> (約3.9%)を大幅に下回るおそれがある。

## 現行対策の現状と課題

### (健全な森林の整備)

- 緊急間伐目標の達成 30万ha/年 (従来の1.5倍のペースで間伐を実行)
  - ・ 間伐対象地の奥地化と相まって、採算性の悪化や所有者の意欲の低下などから、依然間伐の必要な森林が多く存在 (6~7歳級の人工林の4割は間伐が10年間未実施)
  - ・ 間伐材の利用率の向上 (現状では4~5割程度)
  - ・ 林業採算性の悪化等から、伐採後放置されている造林未済地が増加
  - ・ 育成複層林は、年平均3万ha程度の増加に留まり、一層の推進が必要
- 緑の雇用対策による研修生 約2,400人規模/年 (H15年度)
  - ・ 緑の雇用による研修生等の定着化

### (保安林等の適切な管理・保全)

- 保安林の面積 905万ha (H13年度末) → 1,019万ha (H15年度末)  
このうち天然生林の保安林は482万ha (H13年度末)
  - ・ 第1約束期間に向け、保安林の計画的な指定 (目標: H30年度末1,245万ha) と保安林の保全・管理体制の整備・推進

### (木材・木質バイオマス利用の推進)

- 大手住宅メーカー等大規模需要者に安定的に木材を供給する地域材の流通・加工システムの改革 (全国5地域で着手)
- 木質資源利用ボイラー施設 157基 (H11年度) → 324基 (H15年度)
  - ・ 森林・林業基本計画における林産物の供給及び利用に関する目標 (平成22年25百万m<sup>3</sup>) 達成に向けて、供給体制の整備や需要拡大等により木材利用量を拡大

### (国民参加の森林づくり等の推進)

- 森林ボランティア団体数 277団体 (H9年度) → 1,165団体 (H15年度)
  - ・ 地球温暖化防止の森林づくりへの支援意識の一層の醸成
- 森の子くらぶ活動参加者数 18万人 (H12年度) → 29万人 (H15年度)
  - ・ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を踏まえた森林環境教育の取組の強化

### (吸収量の報告・検証体制の強化)

- 森林吸収量報告・検証体制緊急整備対策に着手 (H15~H18年度)
  - ・ 平成18年末までに、国際ルールと既存の国内制度が調和した森林経営による二酸化炭素吸収量の算定・報告手法の確立

## 第2ステップに向けた森林吸収源対策の強化

- 現状程度の森林整備水準では吸収量は上限値を大幅に下回るおそれがあることから、森林・林業基本計画に示された森林の有する多面的機能の発揮の目標と林産物の供給及び利用の目標を達成し、森林資源構造の改革と森林循環システムの構築を図る「緑の構造改革」を推進するため、以下の追加的対策を強化する必要がある。
  - ・ 健全な森林の整備については、森林所有者がまとまって作業を行う団地的な取組の強化等による効率的な間伐の推進、長伐期・複層林への誘導、間伐材の利用促進等により、間伐が遅れている森林の解消等を図る。この他、計画的に造林未済地を解消するための対策、緑の雇用対策による担い手の確保・育成等を推進する。
  - ・ 保安林等の適切な管理・保全については、全国森林計画に基いた計画的かつ着実な保安林の指定、山地災害のおそれの高い地区や奥地荒廃森林等における治山事業を計画的かつ積極的に推進する。
  - ・ 木材・木質バイオマスについては、国内外における持続可能な森林経営の推進や化石燃料の使用の抑制に寄与するよう、その利用を推進する。具体的には、企業の調達部門を対象としたセミナー活動やエコ消費活動グループと連携した消費者への働きかけの実施、木材教育の充実とそのためのネットワークの構築、地域材利用による森林整備への貢献度が把握できるシステムの構築等による地域材実需の拡大や、消費者の視点を重視した生産流通の合理化、低質材・木質バイオマス利用を推進する。
  - ・ 国民参加の森林づくり等の推進については、森林の整備を社会全体で支えるという国民意識の一層の醸成を図るために、より広範な主体による森林づくり活動、森林ボランティアの技術向上や安全体制の整備、森林環境教育の一層の強化、「法人の森林」（国有林の分収制度など）を活用した企業等による森林づくりへの参加促進等を推進する。
  - ・ IPCC良好手法指針に即した森林における吸収量の報告・検証体制の強化を引き続き計画的に推進する。
- このような対策の着実な推進を図るための財源を確保することが必要であり、一般財源のみならず、温暖化対策税が導入された場合、その税収が森林整備等に活用されるよう積極的に対応する。

また、対策の推進にあたっては、森林整備の担い手である山村地域の財政基盤が極めて脆弱であることを踏まえ、地方において森林整備が推進されるよう十分な配慮が必要である。